

件名	愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例
主管課	建築住宅課
根拠法令等	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年5月2日公布、平成24年4月1日ほか施行）、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成23年4月28日公布、平成23年10月20日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>1 同居親族要件に係る規定整備（第1次一括法関係）  （従前） 公営住宅法の規定により入居者資格として「同居親族があること」が定められていたが、第1次一括法によりこの要件が廃止  （改正後） 従前と同様に同居親族要件を規定</p> <p>2 県営住宅の使用許可の対象の拡大（高齢者の居住の安定確保に関する法律関係）  「サービス付き高齢者向け住宅事業」の登録事業者が、登録事業を実施する際に県営住宅を登録住宅として使用させることができるようにするための一部改正</p> <p>3 入居承継要件の厳格化  県営住宅の使用が世襲化しないようにするため、入居者が死亡又は退去した場合に、当該入居者と同居していた者が引き続き入居できる要件を厳格化するための一部改正  配偶者、60歳以上の者、心身障害者等に限定（規則改正で対応）</p> <p>4 入居者の公募方法の変更  第3条 知事は、一般県営住宅の入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によつて行うものとする。  (1)～(4) 省略  (5) <u>インターネットの利用</u> 追加  (6) 省略</p>	
施行日	平成24年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 単身入居の要件  60歳以上の者、心身障害者、生活保護の被保護者、DV被害者等</p> <p>2 高齢者の居住の安定確保に関する法律  ・サービス付き高齢者向け住宅事業  高齢者向けの賃貸住宅や有料老人ホームに高齢者を入居させ、生活相談サービス等の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業  ・登録事業者  サービス付き高齢者向け住宅事業を行うに当たって知事の登録を受けた者</p> <p>3 現在の入居承継要件  原則1年以上同居している者で、収入が高額所得認定基準額以下のもの（家賃の滞納等住宅の明渡し事由に該当しない者に限る。）</p> <p>4 その他の公募方法  県報、新聞広告、ラジオ放送、テレビジョン放送及び県の敷地内での掲示</p>	